

## ○東京理科大学動物実験の実施に関する規程

平成17年6月22日

規程第55号

改正 平成18年2月13日規程第26号  
平成18年2月14日規程第29号  
平成19年2月14日規程第10号  
平成22年3月19日規程第38号  
平成24年2月29日規程第12号  
平成24年4月23日規程第90号  
平成25年3月27日規程第52号  
平成25年6月28日規程第125号  
平成26年10月3日規程第166号  
平成27年8月6日規程第162号  
平成29年1月31日規程第4号  
平成30年3月30日規程第82号  
平成31年3月28日規程第41号  
令和3年3月26日規程第58号  
令和3年12月20日規程第156号  
令和4年6月28日規程第100号

### (目的)

第1条 この規程は、東京理科大学動物実験指針及び東京理科大学動物実験委員会規程(平成17年規程第56号)に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)の学部、研究科、教養教育研究院、生命医科学研究所及び総合研究院(以下「学部等」という。)において実施される動物実験に関する実験計画を動物福祉の観点から審査し、承認を与えることにより適正な動物実験の実施に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本学で実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類動物を用いるすべての実験を対象とする。

### (承認申請)

第3条 動物実験を計画し実施統括する動物実験責任者は、動物実験計画申請書に必要事項を記入して、所属学部等の動物実験運営委員会(以下「運営委員会」という。)に提出し、記載内容が施設ごとに定める利用規則に適合することの確認をあらかじめ経た後、所属する部局等の長を経て、本学の学長(以下「学長」という。)に当該動物実験計画の承認申請を行うものとする。この場合のほか、各動物施設以外(研究室、学生実験室等)で、生体を使用して行う動物実験についてもこれに準じて学長に申請するものとする。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施期間を適正に設定し、動物実験等を必要以上長期間行わないように努めなければならない。ただし、期日までに動物実験等が終了しない場合は、動物実験計画申請書に記入した開始日から最長5年を限度に実施期間を延長することができる。
- 3 動物実験責任者は、学長が承認した動物実験計画に変更が生じた場合は、第1項及び前項に定めた手続に準じて動物実験計画変更申請書を学長に提出しなければならない。この場合において、動物実験従事者に変更が生じたときは、動物実験従事者変更申請書を学長に提出しなければならない。
- 4 動物実験責任者は、複数年度の実験を実施する場合、毎年度末時点での動物実験実施状況報告書を学長に提出しなければならない。
- 5 動物実験責任者は、動物実験が終了又は中止した場合には、動物実験(終了・中止)

報告書を学長に提出しなければならない。

6 動物実験計画の承認は、動物の購入依頼時(動物発注時)までに得なければならない。

第3条の2 安全管理を要する動物実験(遺伝子組換え動物又は病原性微生物等を使用する実験)の動物実験責任者は、原則として、第3条第1項に規定する承認申請に先立ち、遺伝子組換え実験計画申請及び病原性微生物等使用実験計画申請を行い、学長の承認を得るものとする。ただし、東京理科大学病原性微生物等安全管理規程(平成21年規程第100号)別紙第1に定めるレベル2病原性微生物等を使用する場合はレベル2病原性微生物等使用実験届を学長に提出するものとする。

(動物実験計画の審査及び指導)

第4条 学長は、前条に規定する動物実験計画申請書、動物実験計画変更申請書又は動物実験従事者変更申請書が提出された場合には、東京理科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

2 委員会は、学長から諮問のあった動物実験計画申請書に記載された次の事項を審査する。

- (1) 動物を用いない他手段への代替はできるか否かについて
- (2) 実験目的が明確であるか否かについて
- (3) 目的に適した動物が用いられているか否かについて(種、系統、微生物学的品質等)
- (4) 使用動物数は必要最小限に抑えられているか否かについて
- (5) 動物に無用な苦痛を与えないための処置は施されているか否かについて
- (6) 関連法規、基準等に準拠しているか否かについて

3 前項の場合において、適切な措置が施されていないときは、委員会は動物実験責任者又は動物実験従事者から事情を聴取し、その結果を学長に報告しなければならない。

4 前項に規定する報告を受けた学長は、実験目的を損なわずに倫理的な動物実験が行われるように実験計画の変更について指導しなければならない。

(動物に与える苦痛度カテゴリー)

第5条 動物に与える苦痛度カテゴリーは、次のとおりとする。

- (1) 苦痛度カテゴリーA 生物個体を用いない実験又は植物、細菌、原虫若しくは無脊椎動物を用いた実験をいう。委員会では審査の対象としない。
- (2) 苦痛度カテゴリーB 動物に対して全く又はほとんど苦痛を与えないと思われる実験操作をいう。
- (3) 苦痛度カテゴリーC 動物に対して軽微なストレス又は痛み(短時間持続する。)を与える実験操作をいう。
- (4) 苦痛度カテゴリーD 動物に対して避けることのできない重度のストレス又は苦痛を与える実験操作をいう。(苦痛度軽減への配慮、重度の苦痛を表す症状が観察されたときは、実験処置を中断又は中止し、安楽死が必要な場合、その処置を行う時点(エンドポイントの設定)又は実験処置後の疼痛管理を考慮する必要がある。)
- (5) 苦痛度カテゴリーE 麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、若しくはそれ以上の痛みを与えるような実験操作、又は実験結果として死が想定される実験操作をいう。本学においては、原則として苦痛度カテゴリーEの処置は禁止する。

(実験計画の審査及び承認)

第6条 実験計画の審査及び承認は、前条各号に規定する苦痛度カテゴリーに基づき、次のとおりとする。

- (1) 苦痛度カテゴリーB、C及びD

動物実験責任者は、所属学部等の運営委員会であらかじめ実験計画が利用規則に適合することの確認を受けた後、当該動物実験計画申請書を学長に提出する。委員会は、学長からの諮問を受けて、当該動物実験計画に係る指針への適否について審査し、当該審査結果を学長に報告するものとする。

(2) 苦痛度カテゴリーE

動物実験責任者は、所属学部等の運営委員会であらかじめ実験計画が利用規則に適合することの確認を受けた後、当該動物実験計画申請書を学長に提出する。委員会は、学長からの諮問を受けたときは、委員長は委員会を招集し、動物実験責任者から実験計画の説明を受け、実験の妥当性及び当該実験計画に係る指針への適否について審査する。委員長は当該審査結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、第4条第1項に規定する委員会での審査結果に基づき、申請のあった実験計画等に係る承認の可否を決定する。この場合において、承認したときは、学長は当該実験計画に承認番号を交付するものとする。
- 3 学長は、前項に規定する決定を行ったときは、当該動物実験責任者に対し、動物実験計画等審査結果通知書により、速やかに通知するものとする。

(実施状況の調査)

第7条 委員会は、学長からの諮問を受けて、動物実験が当該動物実験計画どおり行われているかについて、調査又は実験の継続の可否を含む指導を行うことができる。

- 2 前条第1項第2号に規定する実験については、委員会の調査及び記録を必ず実施しなければならない。

(実施結果への検証)

第8条 学長は第3条第3項に規定する動物実験実施状況報告書及び動物実験(終了・中止)報告書を受領したときは、当該結果について、委員会に通知しなければならない。

- 2 委員会は、学長から通知のあった動物実験計画の結果について、必要に応じ学長に助言することができる。

(書類の保管)

第9条 動物実験計画申請書及びこれに伴う書類は、原本を管財部野田管財課環境安全管理室が保管し、その保存期間は実験終了報告書の提出後5年間とする。

(計画書等の様式)

第10条 動物実験計画申請書、動物実験計画変更申請書、動物実験従事者変更申請書、動物実験実施状況報告書、動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験計画等審査結果通知書の様式は、委員会の議を経て学長が別に定める。

(準用)

第11条 第2条に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(事務処理)

第12条 委員会に関する事務は、管財部野田管財課環境安全管理室において処理する。また、運営委員会に関する事務は、当該所属学部等の事務課において処理する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃については、委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年2月13日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。